

電気需給約款（低圧）  
【固定プラン】

（中国電力管内）

株式会社海響みらい電力

2026年4月1日制定

# 目次

<b>第 1 章 総則</b> .....	<b>4</b>
第 1 条 (適用) .....	4
第 2 条 (本約款の変更) .....	4
第 3 条 (定義) .....	4
第 4 条 (単位および端数処理) .....	5
第 5 条 (定めのない事項) .....	6
<b>第 2 章 契約の申込み</b> .....	<b>6</b>
第 6 条 (電気需給契約の申込み) .....	6
第 7 条 (電気需給契約の成立および契約期間) .....	6
第 8 条 (需要場所) .....	7
第 9 条 (需給契約の単位) .....	7
第 10 条 (供給の開始) .....	7
第 11 条 (供給の単位) .....	8
第 12 条 (承諾の限界) .....	8
第 13 条 (需給契約書の作成) .....	8
<b>第 3 章 契約種別および料金</b> .....	<b>8</b>
第 14 条 (契約種別) .....	8
<b>第 4 章 料金の算定および支払い</b> .....	<b>26</b>
第 15 条 (料金の適用開始の時期) .....	26
第 16 条 (検針日) .....	26
第 17 条 (料金の算定期間) .....	26
第 18 条 (使用電力量の算定) .....	27
第 19 条 (料金の算定) .....	28
第 20 条 (日割計算) .....	28
第 21 条 (料金の支払義務および支払期日) .....	28
第 22 条 (料金その他の支払方法) .....	29
第 23 条 (延滞利息) .....	29
<b>第 5 章 使用および供給</b> .....	<b>29</b>
第 24 条 (適正契約の保持) .....	29
第 25 条 (力率の保持) .....	29
第 26 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) .....	30
第 27 条 (供給の停止等) .....	30
第 28 条 (供給停止の解除) .....	30
第 29 条 (供給停止期間中の料金) .....	30

第 30 条（違約金）	31
第 31 条（制限または中止）	31
第 32 条（損害賠償の免責）	31
第 33 条（設備の賠償）	31
<b>第 6 章 契約の変更および終了</b>	<b>31</b>
第 34 条（需給契約の変更）	31
第 35 条（需給契約の廃止）	32
第 36 条（需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算）	32
第 37 条（解約等）	33
第 38 条（需給契約消滅後の債権債務関係）	34
<b>第 7 章 供給方法、工事および工事費の負担</b>	<b>34</b>
第 39 条（供給方法および工事）	34
第 40 条（工事費負担金等の申受けおよび精算）	34
<b>第 8 章 その他</b>	<b>35</b>
第 41 条（反社会的勢力の排除）	35
第 42 条（管轄裁判所）	35
第 43 条（本約款の実施日）	36
<b>附則</b>	<b>37</b>
<b>別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b>	<b>39</b>
<b>別表 2 非化石証書費</b>	<b>40</b>
<b>別表 3 燃料調整費</b>	<b>41</b>
<b>別表 4 離島ユニバーサルサービス調整</b>	<b>46</b>
<b>別表 5 契約負荷設備の総容量の算定</b>	<b>51</b>
<b>別表 6 負荷設備の入力換算容量</b>	<b>52</b>
<b>別表 7 日割計算の基本算式</b>	<b>55</b>

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (適用)

1. この電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）は株式会社海響みらい電力（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた低圧で電気の供給を受けるお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、二酸化炭素排出量をゼロとすることができる環境負荷の低い再生可能エネルギー由来の電気を供給するときの標準的な電気料金とその他の供給条件等を定めたものです。
2. 本約款は、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

### 第 2 条 (本約款の変更)

1. 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。
2. 当社は、変更後の本約款に基づき、電気需給契約の変更についてお客さまに申入れを行うことがあります。

### 第 3 条 (定義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。

- (1) 低圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。
- (3) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(9) その他季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 非化石証書

経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（温対法上のCO2排出係数が 0 kg-CO2/kWhである価値）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）を有する証書をいいます。

#### 第 4 条（単位および端数処理）

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の各号のとおりとします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その



に成立するものとし、当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第 2 条の 14 に基づく契約締結後の書面交付を行います。

2. 電気需給契約の契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の 1 か月前までに、お客さま、または、当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
- ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

第 8 条（需要場所）

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

第 9 条（需給契約の単位）

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とを合わせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

第 10 条（供給の開始）

1. 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

2. 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

#### 第 11 条（供給の単位）

当社は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

#### 第 12 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

#### 第 13 条（需給契約書の作成）

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

### 第 3 章 契約種別および料金

#### 第 14 条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
C		

## 定額電灯

### 1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

### 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

### 3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### 4. 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表 3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

#### イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	104 円 50 銭
---------	------------

#### ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	115 円 38 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	209 円 20 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	396 円 92 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	584 円 61 銭

60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	960 円 00 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	480 円 07 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

#### ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	376 円 34 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	667 円 96 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	333 円 98 銭

#### 臨時電灯 A

##### 1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

##### 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

##### 3. 料金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円94銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円91銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	23円91銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	239円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	239円00銭

#### 4. その他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

#### 臨時電灯B

##### 1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- イ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 臨時電灯 A を適用できないこと。

## 2. 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	928円93銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	44円93銭

## 3. その他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電灯 B を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

### 臨時電灯 C

#### 1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6

キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) 2.イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2(非化石証書費)によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料調整費)第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3(燃料調整費)第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3(燃料調整費)第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3(燃料調整費)第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	528 円 78 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	41 円 04 銭
-------------	-----------

3. その他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電灯 C を適用いたします。

## 公衆街路灯 A

### 1. 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

### 2. 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

#### イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	99 円 00 銭
---------	-----------

#### ロ 電灯料金

① 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	110 円 16 銭
------------------	------------

10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	201 円 50 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	384 円 27 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	567 円 01 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	932 円 50 銭
100 ワットをこえ 1 灯につき 50 ワットまでごとに	466 円 25 銭

- ② ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- ③ 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

#### ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	360円94銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	644円86銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	322円43銭

### 3. その他

- イ 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。
- ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

#### 公衆街路灯 B

##### 1. 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合

等は、各負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 公衆街路灯 A を適用できないこと。

## 2. 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、別表 3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合は、別表 3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表 3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合は、別表 3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	727円78銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円47銭

## 3. その他

イ 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。

### 公衆街路灯 C

#### 1. 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

#### 2. 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）といたします。

### 3. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2(非化石証書費)によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3(燃料調整費)第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3(燃料調整費)第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3(燃料調整費)第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3(燃料調整費)第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	409円47銭
-------------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円15銭
------------	--------

### 3. その他

イ 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

#### 臨時電力

##### 1. 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

##### 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

### 3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### 4. 契約電力

契約電力は、原則として次のイまたはロによって算定した値により設定させていただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとし（この場合、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものといえます。）、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電力を引き継ぐものといえます。

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといえます。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といえます。

#### （イ）契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

#### （ロ）（イ）によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の 30 キロワットにつき	80パーセント
50 キロワットこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### 5. 料金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。また、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	295円45銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を

上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	1,396 円 70 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 30 銭	29 円 82 銭

6. その他

契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

農事用電力 A

1. 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電力

契約電力は、臨時電力に準じて定めます。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第2項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第1項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第1項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第1項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	839円97銭
---------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円61銭	21円68銭

### 6. その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

## 農事用電力B

### 1. 適用範囲

農事用の脱穀調整のために、動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

### 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

### 3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### 4. 料金

契約電力が、5 キロワット以下の場合には、定額制供給とし、5 キロワットを超える場合は従量制供給といたします。

#### イ 定額制供給の場合

料金は、1 年につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。また、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保

証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	4キロ ワット	5キロ ワット
使用期間 最初の30日 まで	4,362円 88銭	6,629円 30銭	11,239円 44銭	15,877円 74銭	19,482円 71銭	23,098円 30銭
使用期間 30日をこえ る1日につき	56円03銭	94円85銭	200円41銭	303円85銭	414円84銭	522円60銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	1,280 円 31 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	29 円 48 銭	28 円 06 銭

#### ハ その他

お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたしません。

#### 農事用電力C

##### 1. 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

##### 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200ボルトとすることがあります。

##### 3. 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

##### 4. 料金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

##### イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計といたします。また、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費

額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

契約電力1キロ ワットにつき	最初の30日まで	10,622円68銭
	30日をこえる1日につき	354円08銭

#### ロ 従量制供給の場合

料金は、14（契約種別）農事用電力B 4口（イ）および（ロ）によって算定された金額（電気を使用する場合のものとしたします。）ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）第 2 項イによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（非化石証書費）によって算定された非化石証書費の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を差し引いたものとし、別表3（燃料調整費）第 1 項イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料調整費）第 1 項ニによって算定された燃料調整費額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）第 1 項ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

#### ハ その他

お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

## 第 4 章 料金の算定および支払い

### 第 15 条（料金の適用開始の時期）

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 第 16 条（検針日）

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

### 第 17 条（料金の算定期間）

1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から廃止日の前日までの期間とします。

2. 定額制供給の場合の料金の算定期間は、第 1 項に準ずるものといたします。この場合、第 1 項にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

#### 第 18 条（使用電力量の算定）

1. 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および第 3 項の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
  - イ 16（検針日）（2）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）第 1 項に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
  - ロ 16（検針日）（6）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、19（料金の算定）第 1 項に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
  - ハ 16（検針日）（7）の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）第 1 項に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
2. 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
3. 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

4. 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めま

す。

#### 第 19 条（料金の算定）

1. 料金は、算定期間を「1 月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または電気需給契約が廃止した場合等により、算定期間が 1 か月に満たない場合は日割計算により算定するものとします。
2. 料金は、電気需給契約ごとに定める料金を適用して算定するものとします。

#### 第 20 条（日割計算）

1. 当社は、19（料金の算定）の場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
  - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
  - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
2. 1 日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
3. 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

#### 第 21 条（料金の支払義務および支払期日）

1. お客さまの料金の支払義務は、検針日または計量日に発生します。ただし、電気需給契約が廃止した場合は、当該廃止の日とします。なお、特別の事情により電気需給契約の廃止の日以降に検針または計量値の確認を行う場合は、当該検針または確認を行った日とします。
2. 料金の支払期日は、支払い請求書の発行日から 30 日以内とし、お客さまは、当該支払期日までに料金を支払うものとします。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合、支払期

日は翌営業日とします。また、電気需給契約書に当社が支払期日を記載して提示した場合には、その料金の支払期日は、電気需給契約書に記載された期日とします。

#### 第 22 条（料金その他の支払方法）

1. お客さまは、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客さまが指定する口座からの引き落とし、または電気需給契約に定める方法により、当社に支払うものとします。
2. 前項による支払いは、お客さまの指定する口座から引き落とされたとき、または電気需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

#### 第 23 条（延滞利息）

1. 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 2.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。）を乗じて得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数については切り捨てるものとします。
3. 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものとします。

## 第 5 章 使用および供給

#### 第 24 条（適正契約の保持）

当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められると判断した場合は、すみやかにお客さまに通知するものとし、お客さまは、当該契約を適正なものに変更するものとします。

#### 第 25 条（力率の保持）

原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持するよう努めるものとします。

#### 第 26 条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他本約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

#### 第 27 条（供給の停止等）

お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

- (1) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- (2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
  - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合。
  - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
  - ニ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (4) その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合

#### 第 28 条（供給停止の解除）

27（供給の停止等）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

#### 第 29 条（供給停止期間中の料金）

27（供給の停止等）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 20（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

### 第 30 条（違約金）

お客さまが 27（供給の停止等）に該当し、当社が一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の 3 倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社はお客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6 月以内で一般送配電事業者により決定された期間となります。

### 第 31 条（制限または中止）

託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。この場合、当社は料金の減額は行ないません。

### 第 32 条（損害賠償の免責）

- (1) 託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第 27 条（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 第 33 条（設備の賠償）

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまはその設備について次の金額を賠償するものとします。

- (1) 修理が可能である場合は修理費
- (2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

## 第 6 章 契約の変更および終了

### 第 34 条（需給契約の変更）

1. お客さまはおよび当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等が高騰した場合、本約款が改定された場合、その他当社が必要と判断した場合には、電気需給契約の変更をすることができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更内容および変更時期を、相当の期間を定めて書面により通知し、変更時期までにお客さまから別段の意思表示が無い場合は、当該変更は承諾されたも

のとします。

2. 前項の場合において、電気需給契約に定める条項を変更する必要があるときは、お客さま及び当社は協議して書面により定めるものとします。

#### 第 35 条（需給契約の廃止）

1. お客さまは、電気需給契約に基づく電気の使用を廃止しようとする場合、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の 1 か月前までに当社所定の方法により通知するものとします。
2. 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な手続きを行うものとし、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。
3. 電気需給契約は、37（解約等）および次の各号に定める場合を除き、お客さまが当社に通知した廃止期日に廃止します。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、当社にて一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の廃止日を決定し、当社よりお客さまに通知するものとします。

ロ 当社の責めに帰さない事由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に廃止するものとします。

#### 第 36 条（需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算）

- (1) お客さま（定額電灯、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契

約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電灯を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(2) (1)の場合で、託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

### 第 37 条（解約等）

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、イ、ロおよびハに該当する場合は、解約の 15 日前までに当社からお客さまに通知するものとします。

- イ 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合
  - ロ 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に廃止しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
  - ハ 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
  - ニ 27（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
2. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。
- イ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行った場合
  - ロ 仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合
  - ハ 手形不渡り処分を受けた場合
  - ニ 電子交換所による取引停止処分を受けた場合

#### 第 38 条（需給契約消滅後の債権債務関係）

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## 第 7 章 供給方法、工事および工事費の負担

#### 第 39 条（供給方法および工事）

1. 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
2. その他の供給方法および工事は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

#### 第 40 条（工事費負担金等の申受けおよび精算）

お客さまが契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客さまの希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客さまはその負担金を支払うものとします。

## 第 8 章 その他

### 第 41 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ホ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、お客さまが第 1 項または前項に違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

### 第 42 条（管轄裁判所）

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、お客さままたは当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 43 条（本約款の実施日）

本約款は 2026 年 4 月1 日より施行するものとします

## 附則

### 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

1. 30分ごとに計量することができない計量器で計量する場合の使用電力量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに5および6の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。
  - イ 16（検針日）(2)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
  - ロ 16（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
  - ハ 16（検針日）(7)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
2. 計量器の読みは、次によります。
  - イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
  - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
  - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
3. 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

4. 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
5. 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、6 の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに 1 に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
6. 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
7. 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、この場合の料金の算定期間は、18（料金の算定期間）2 に準ずるものといたします。また、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅し日割計算を行う場合の検針期間の日数は、別表7（日割計算の基本算式）（3）に準ずるものといたします。
8. お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
  - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、1イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、6 の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、7 の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。
  - ロ その他の場合は、21（料金の支払義務および支払期日）に準ずるものといたします。

## 別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とします。

### 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- イ 第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

### 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

#### (イ) 定額制供給の場合

##### ① 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

##### ② 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

#### (ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 別表 2 非化石証書費

### 1. 非化石証書費の算定

1 か月の使用電力量を用いて以下の計算式により算定される金額とします。

$$\text{非化石証書費} = \text{使用電力量} \times \text{非化石証書単価}$$

### 2. 非化石証書単価

算定に使用する非化石証書単価は以下のとおりとします。

使用電力量 1 キロワット時につき	0 円 00 銭
-------------------	----------

※非化石証書はJEPXが管理する非化石価値取引市場での取引によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

### 3. 非化石証書単価の改定

当社は、非化石証書の調達価格の大幅な変更等により、非化石証書の調達が困難になった場合、その他、当社が必要と判断した場合は、毎年 4 月 1 日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

### 別表 3 燃料調整費

#### 1. 燃料調整費額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料調整費単価

燃料調整費単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料調整費単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料調整費単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{第 2 項の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{燃料調整費単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \text{第 2 項の基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合

$$\text{燃料調整費単価} = (120,500\text{円} - 80,300\text{円}) \times \text{第 2 項の基準単価} / 1,000$$

##### ハ 燃料調整費単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整費単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間は、(ロ)

の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料調整費単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## 二 燃料調整費額

(イ) 定額制供給の場合

① 定額電灯および公衆街路灯A

燃料調整費額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料調整費単価の合計といたします。

② 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

燃料調整費額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料調整費単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料調整費額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料調整費単価を適用して算定いたします。ただし、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料調整費単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘

総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 39 銭 7 厘
---------------------	--------------

(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

(ホ) 農事用電力C (育苗・栽培需要)

基準単価は、次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 51 銭 5 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 臨時電灯B、公衆街路灯B

基準単価は次のとおりとします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

(ロ) (イ) 以外の場合

1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
-------------	----------

3. 燃料調整費単価等のお知らせ

燃料調整費単価の算定に用いる 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに燃料調整費単価は、中国電力株

式会社が算定し公表する値を用いるものとします。なお、当該公表値は、中国電力株式会社のホームページに掲載された内容によるものとします。

## 別表 4 離島ユニバーサルサービス調整

### 1. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

#### イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (79,300円 - 離島平均燃料価格) × 第 2 項の離島基準単価 / 1,000
- (ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 79,300円) × 第 2 項の離島基準単価 / 1,000
- (ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (119,000円 - 79,300円) × 第 2 項

の離島基準単価/1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

### (イ) 定額制供給の場合

#### ① 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

#### ② 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

### (ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2. 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### イ 定額制供給の場合

#### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘

	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘
-----------------	----

(ニ) 農事用電力 B（脱穀調整需要）

離島基準単価は次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	1銭4厘	1銭8厘

(ホ) 農事用電力 C（苗育・栽培需要）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 銭 3 厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 臨時電灯B、公衆街路灯B

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

(ロ) (イ) 以外の場合離島基準単価は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

各離島燃料調整費単価の算定に用いる 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価は、中国電力株式会社が算定し公表する値を用いるものとします。なお、当該公表値は、中国電力株式会社のホームページに掲載された内容によるものとします。

## 別表 5 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
  - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合  
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
  - ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合  
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
    - (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院  
1 差込口につき 50ボルトアンペア
    - (ロ) (イ) 以外の場合  
1 差込口につき 100ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、第 1 項口に準じて算定いたします。

別表 6 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高効率型	低力率型	
3.000	30	80	30
6.000	60	150	60
9.000	100	220	100
12.000	140	300	140
15.000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,156以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	
	高効率型	低力率型
		入力 (ワット)

40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

## 2. 誘導発電機

### イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとしたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとしたします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高効率型	低効率型	
35以下	－	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45以下	－	180	
65以下	－	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

### ロ 3相誘導発電機

換算容量（入力〔キロワット〕）
-----------------

$\begin{aligned} & \text{出力 (馬力)} \times 93.3 \text{ パーセント} \\ & \text{出力 (キロワット)} \times 125.0 \text{ パーセント} \end{aligned}$
--

### 3. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント

### 4. その他

イ 第 1 項、第 2 項および第 3 項によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

## 別表 7 日割計算の基本算式

1. 日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$$

ロ 臨時電灯 B、公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)、(ロ) または (ハ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。